

牧草地の除染に取り組んでいる生産者の皆様へ

平成24年9月
宮 城 県

永年生牧草地の除染について

永年生牧草地の除染作業を進めるにあたり、これから作業を行う場合は、下記に留意し作業に取り組んでください。

■ 除染後の牧草の調査結果

今年春までに除染が終了した牧草地から生産された牧草の放射性セシウムを調査したところ、暫定許容値（100ベクレル/キログラム）を超える牧草が一部で確認されています。

■ 暫定許容値超過の原因

超過した原因として次のことが考えられます。

- プラウ耕やロータリー耕の耕深や攪拌が不十分。
- 除染前の牧草の処分が不十分で前の牧草が再生。
- 土壌pHが適正に調整されなかった。土壌のカリ濃度が低かった。

■ 除染の効果を確実にするために

（暫定許容値を超過する牧草が生産されないために）

- 碎土整地は、ていねいな作業を心がけて下さい。
- 牧草への放射性セシウムの吸収を抑制するため、堆肥や炭カル、肥料を適正に施用して下さい。

■ 今後の作業について

これから、は種作業を行う方は、次の点に留意してください。

- 山間地域は9月末まで、平坦地域は10月上旬までに、は種を終えるようにしてください。
- 牧草の発芽揃いを良好にし、収穫時の土の混入を少なくするために、は種後の鎮圧を確実に行うようにして下さい。

※農作業は、事故がないよう余裕を持って行って下さい。

問い合わせ先：

大河原家畜保健衛生所 指導班	電話	0224-53-2513
仙台家畜保健衛生所 指導班	電話	022-257-0921
北部家畜保健衛生所 指導班	電話	0229-91-0729
栗原地域事務所 畜産振興班	電話	0228-22-2487
東部家畜保健衛生所 指導班	電話	0220-22-2349
東部地方振興事務所 畜産振興班	電話	0225-95-1438
農林水産部畜産課 草地飼料班	電話	022-211-2852

（作成：宮城県農林水産部畜産課）